

肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りについて（昭和59年農蚕第1943号農蚕園芸局長通知）より抜粋

別添1

植物に対する害に関する栽培試験の方法

1. 試験容器等

(1) 試験容器

試験容器は内径11.3センチメートル、高さ6.5センチメートルの鉢（ノイバウエルポット）を用い、下記2の（3）のイの各試験区ごとに8連とする。

(2) 供試試料

供試試料は、法第6条の規定に基づき提出する見本肥料と同等の肥料又はその原料とする。

(3) 供試作物

供試作物は、原則としてこまつなとする。

2. 試験の手順

(1) 土壌の調製

イ. 土壌の充てん

供試土壌の試験容器中への充てんは、2ミリメートルの目のふるいを通した風乾土を用い、試験容器当たりの充てん量が約500ミリリットルとなるように行う。

ロ. 土壌水分

試験容器中における土壌の水分は、水を加えて最大容水量の50～60パーセントとなるようにする。

注) 最大容水量は100ミリリットルのメスシリンダーに直径約110ミリメートルの筋目のあるロートを乗せ、これに水で湿した直径約185ミリメートルで3種又は2種のろ紙を置き、ろ紙の中に乾土（風乾土を摂氏100度で5時間乾燥した土壌）100グラムを入れ、土壌表面から100ミリリットルの水を静かに注ぎ、ろ液の滴下終了を確認後、その滴下水量から求めた土壌に保持された水量のことである。

(2) 試料の調製

供試試料は、粉碎して1ミリメートルの目のふるいを通す。ただし、水分の多い肥料等でこの調製が困難な場合には、乾燥後にできるだけ細かく砕く等の方法で、均質化する。

(3) 試料の施用

イ. 施用の設計（試験区）

(イ) 試験区は、供試試料区及び標準区を設ける。

(ロ) 供試試料区

① 供試試料の試験容器当たりの施用量（以下「標準施用量」という。）は、窒素を保証する肥料、汚泥肥料（専ら原料規格第3中4の項に掲げる原料を使用したものを除く。）、水産副産物発酵肥料、原料規格第2に掲げる肥料原料（主として窒素を含有するものに限る。）又は原料規格第3に掲げる肥料原料

(原料規格第3中4の項及び6の項に掲げるものを除く。) であって、液状でないもの場合は、Nとして100ミリグラム(乾物当たりの窒素成分量が2パーセント以下のものにあつては、試料の乾物換算重量で5グラム)、窒素を保証せず、りん酸を保証する肥料又は原料規格第2に掲げる肥料原料(主としてりん酸を含有するものに限る。) であって、液状でないもの場合はP205として100ミリグラム(りん酸吸収係数の高い土壌であるため、りん酸の施用量が不足するおそれのある場合には、100~200ミリグラム。)、窒素及びりん酸を保証せず、加里を保証する肥料又は原料規格第2に掲げる肥料原料(主として加里を含有するものに限る。) であって、液状でないもの場合はK20として100ミリグラムとなる量とする。

また、すべての供試試料区について、N、P205及びK20としてそれぞれ試験容器当たり25ミリグラムに相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰及び塩化加里を施用する。

- ② 供試試料が液状の肥料、液状の肥料原料、①に該当するもの以外の肥料、原料規格第2に掲げる肥料原料(窒素、りん酸又は加里以外の主成分を主として含有するものに限る。) 又は原料規格第3に掲げる肥料原料(原料規格第3中4の項又は6の項に掲げるものに限る。) の場合の標準施用量は、その含有する主成分の通常の施用量から定めることとする。ただし、当該供試試料がアルカリ分を保証する肥料又は主としてアルカリ分を含有する肥料原料の場合の標準施用量は、試験容器当たり、アルカリ分として0.5グラム(供試土壌が火山灰土壌等の強酸性土壌にあつては1グラム)となる量とする。

また、すべての供試試料区について、N、P205及びK20としてそれぞれ試験容器当たり25ミリグラムに相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰及び塩化加里を施用する。

(ハ) 標準区

標準区は、N、P205及びK20として、それぞれ試験容器当たり25ミリグラムに相当する硫酸アンモニア、過りん酸石灰及び塩化加里を施用した試験区とする。

ロ 施用の方法

供試試料等は、試験容器全体の土壌と均一となるようよく混合して施用する。

(4) 作物のは種

イ は種量

は種量は、試験容器当たり20粒とする。

ロ は種方法

は種は、種子が等間隔となるようます目状にピンセット等を用いて行い、は種後、風乾土壌で種子が隠れる程度に覆う。

(5) 栽培管理

イ 水分管理

試験期間中における土壌の水分は、試験開始後約10日間は2の(1)のロの土壌水分調整後の水分状態を保つよう減水分を補給し、その後は作物の生育に応じて適

宜給水する。

ロ 温度管理

試験期間中における栽培温度は、原則として摂氏15度から25度までの範囲内に保つものとする。

ハ 栽培期間

栽培期間は、原則として、は種後3週間とする。

3. 調査の内容

調査は、別表の調査項目について行う。

別表

調査対象	調査項目	
供試土壌	イ. 土性 ロ. 沖積土又は洪積土の別の別) ニ. 水素イオン濃度 (pH) ホ. 電気伝導率 ヘ. 陽イオン交換容量 ト. 容積重 チ. 最大容水量 ハ. 種類 (火山灰土, 火山灰土以外の別) ホ. 電気伝導率 ヘ. 陽イオン交換容量 ト. 容積重 チ. 最大容水量	
供試作物	イ. 発芽調査	発芽率
	ロ. 生育調査	(イ) 葉長 (ロ) 試験終了時の生体重
	ハ. 生育状態	異常症状の有無等
備考		
1. 水素イオン濃度及び電気伝導率の測定用溶液は、土壌10グラムを50ミリリットルの水で振とうしたろ液とする。		
2. 供試作物については、発芽後5～7日及び試験終了時のカラー写真を撮っておく。		

試験成績取りまとめ様式

1. 試験機関の名称及び所在地
2. 試験担当者の氏名
3. 試験の目的
4. 試験の設計

(イ) 供試試料の種類及び名称並びに分析成績

	供試試料の種類	供試試料の名称	分析成績 (%)			
			水分	N	P ₂ O ₅	K ₂ O

供試試料						
------	--	--	--	--	--	--

(ロ) 供試土壌の土性，沖積土又は洪積土の別等

土性	沖積土又は洪積土の別	種類	pH	電気伝導率 mS/cm	陽イオン交換容量 meq/乾土100g	容積重 g/風乾土500ml	最大容水量 乾土当たり重量%

(ハ) 供試作物の種類及び品種

(ニ) 施用の設計及び試験区の名称

試験区No		供試試料施用量 (g/鉢)	成分量 (mg/鉢)			備考
			N	P ₂ O ₅	K ₂ O	
供試試料区	T					
標準区	B	—	25	25	25	.

(ホ) 栽培方法

施肥	は種	収穫	施設		
年月日	年月日	年月日			

5. 管理の状況

土壌充てん	追肥	農薬散布		
年月日	年月日	年月日		

6. 試験結果

試験区 No.	ポット No.	発芽調査成績			生育調査成績			異常症状
		年月日	年月日	年月日	年月日	年 月 日		
		発芽率 (%)	発芽率 (%)	発芽率 (%)	葉長 (cm)	葉長 (cm)	生体重 (g/鉢)	
供試肥料区	T	1						
		2						
		3						
		4						
		5						
		6						
		7						
		8						
	平均							
標準区	B	1						
		2						
		3						
		4						
		5						
		6						
		7						
		8						
	平均							

注) 1. 発芽調査は2～3回行う。また、生育調査は2回行い、最終回には地上部を収穫し、生体重等を量る。

2. カラー写真を添付する

7. 考察

試験の可否と、その理由を記載する。ただし、有意水準5%のもとで、供試肥料区Tの生体重平均値が標準区Bの生体重平均値を有意に下回る場合は不合格とする。

8. 試験機関の責任者の証明

別添2

登録証の様式（日本産業規格A4）

<p>登録証</p>
<p>氏名又は名称及び住所 登録番号 登録年月日 登録の有効期限 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（%） その他の規格</p>
<p>肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。</p>
<p>年 月 日</p>
<p>農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 管理番号 0 0 0 ~ 0</p>